

公立大学法人長野県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可等について

県民文化部 高等教育振興課

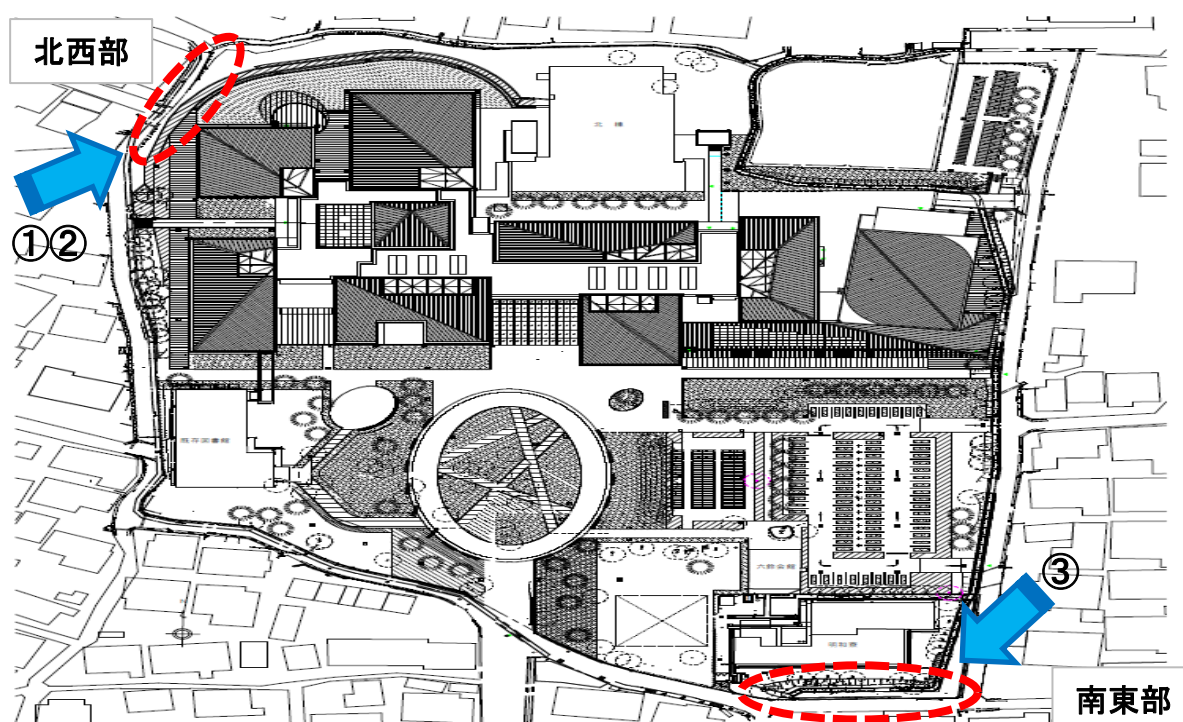
1 概要

長野県立大学三輪キャンパスの一部土地について、長野市に道路用地として提供するため、当該土地を長野県立大学から長野県に納付する。

公立大学法人の不要財産の納付の認可にあたっては、地方独立行政法人法の規定により、県議会の議決が必要。

2 不要財産の内容等

	所在地	地目	面積 (㎡)	帳簿価額 (円)	出資内容	納付予定 時期
①	長野市三輪八丁目 737 番 2	学校用地	4.34	131,068	現物出資	本年 7 月
②	長野市三輪八丁目 1660 番	〃	5.45	164,590		
③	長野市三輪八丁目 1664 番 3	〃	18.10	546,620		
	合 計		27.89	842,278		



3 定款の変更

上記の県立大学から県への不要土地の納付に伴い、県から県立大学に出資している財産が以下のとおり減少するため、法人の定款変更（出資内容の記載変更）が必要となる。

変更前面積	変更後面積	減少面積
33,163.31 ㎡	33,135.42 ㎡	△27.89 ㎡

法人の定款変更にあたっては、地方独立行政法人法の規定により、県議会の議決を経て、所管大臣（文部科学省及び総務省）の認可が必要。